

建設業の労災補償対策における 社労士の役割と課題

矢島社会保険労務士事務所
所長 社会保険労務士 矢島友幸

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会員

本日の報告内容

労働災害における企業の責任

労災保険の補償(給付)内容

建設業の労災の特徴

建設業の労災保険の特徴

社労士の役割と課題

労働災害における企業の責任

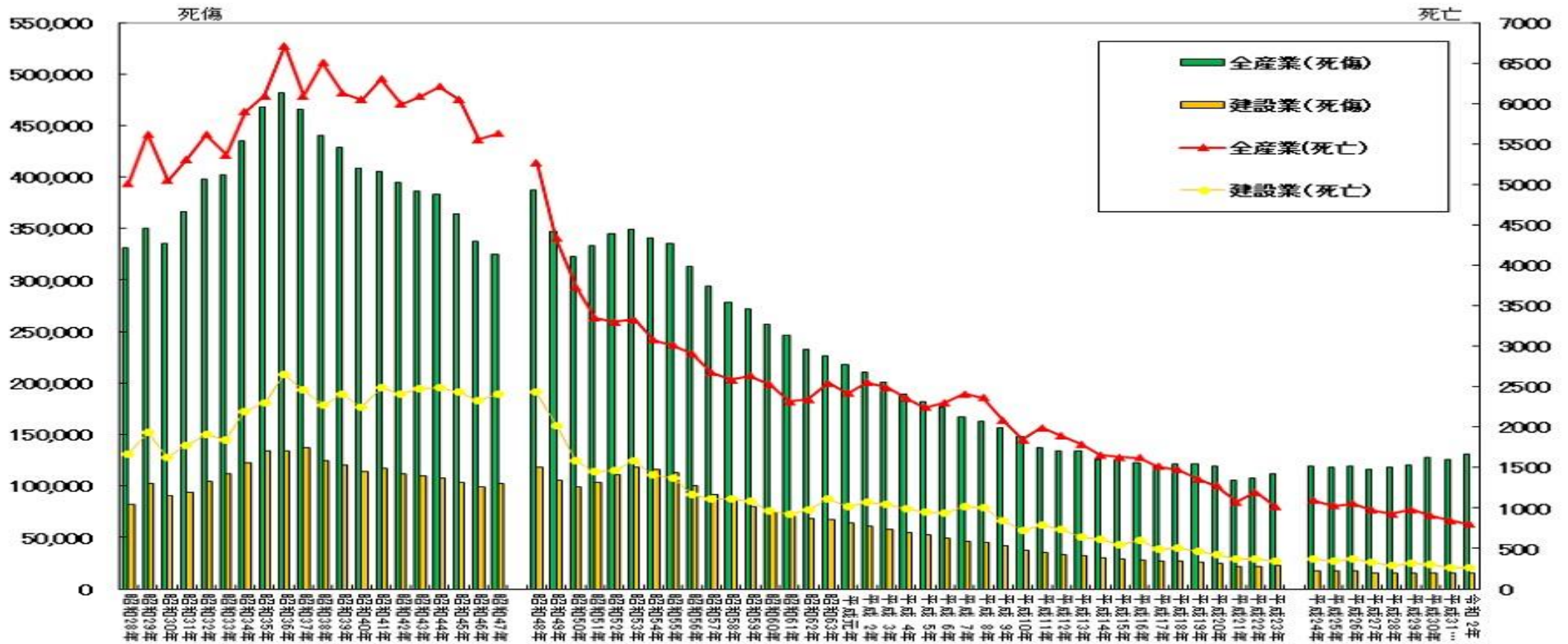
民事責任	民事上の損害賠償請求・労災保険給
行政責任	作業停止処分・使用停止処分 業務停止処分・公共工事の指名停止処分
刑事責任	刑法第211条違反 業務上過失致死傷 安全衛生法違反 故意に安全措置を講じない
社会的責任	災害報道等により社会的信用を失う

労災保険の補償(給付)内容

労災が認定された場合になされる補償(給付)の内容は以下の通り	
療養補償給付	労災により生じた傷病を療養するために必要な費用の給付
休業補償給付	労災による傷病の療養をするために仕事ができず、賃金を得られないという損害に対する給付
障害補償給付	労災による傷病が完治せずに後遺障害が残った場合に給付される一時金や年金
遺族補償給付	労災により労働者が死亡した場合に、遺族が受け取ることができる一時金や年金
葬祭料・葬祭給付	労災により死亡した労働者の葬祭を行うために支給される
傷病補償年金	労災による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過しても完治しない場合に給付される
介護補償給付	障害(補償)年金や傷病(補償)年金の受給者であり、症状が重く現に介護を受けている人に対する給付

※業務災害の場合は「補償給付」や「補償年金」が、通勤災害の場合は「給付」や「年金」が支給される

建設業の労災の特徴



建設業における労働災害発生状況

建設業労働災害防止協会

建設業の労災の特徴

死傷者及び死亡者数の推移（令和元年～令和2年）

単位；人

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年
死傷者	全産業	119,535	116,311	117,910	120,460	127,329	125,611	131,156
	建設業	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,977
死亡者	全産業	1,057	972	928	978	909	845	802
	建設業	377	327	294	323	309	269	258
死亡者全体に占める 建設業の割合(%)		35.67	33.64	31.68	33.03	33.99	31.83	32.17

建設業における労働災害発生状況

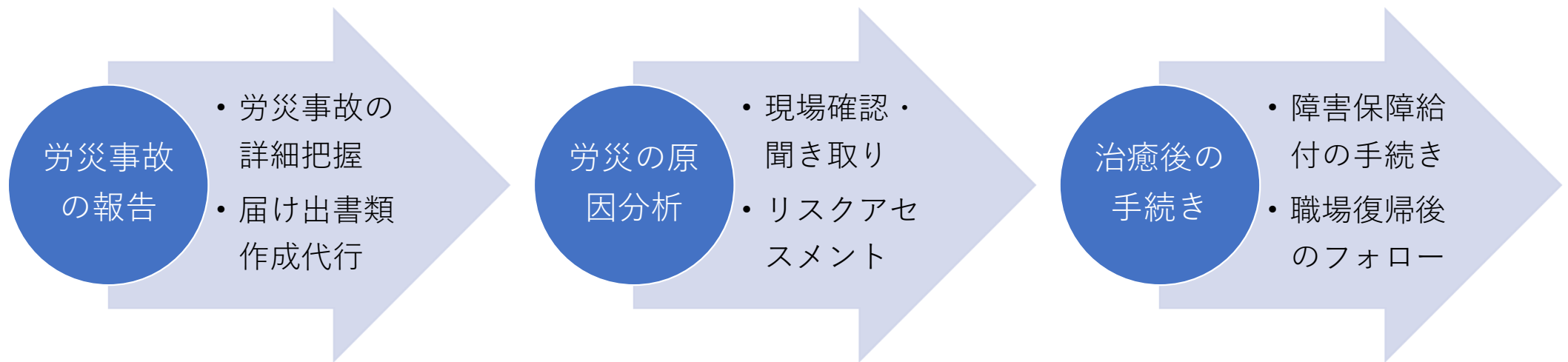
建設業労働災害防止協会

建設業の労災保険の特徴

- 労働保険=労災保険+雇用保険
二つを一括して加入手続きを行うものを一元適用事業
それぞれ個別に加入手続きを行うものを**二元適用事業**
建設業は、二元適用事業に該当
- 建設業の労災保険は、建設工事の**元請業者**が加入する労災保険により、その元請業者の労働者はもちろん、下請業者の労働者の労働災害についても補償する
- 建設業の労災保険料は、**元請工事額**をもとに計算する

社労士の役割と課題

一般的な労災事故に対する社労士事務所の対応例



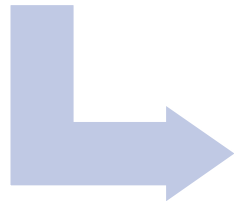
社労士の役割と課題

- 社労士は、使用者に対して「労働者の**安全で健康な職場生活を実現するための助言**」を行い、**業務に起因した傷病の発生を防止**することが本来業務である。
- こうした活動にもかかわらず傷病が発生した場合は、**労働者に寄り添い、安心して療養を受けられるように支援**している。
- こうした場面で社労士は、スムーズな給付が受けられるように、専門的な知識を生かし申請書類の作成提出の代行を行っている。
- 通常業務は使用者側からの依頼に基づいており、事故の詳細を知っていても**被災した労働者側の代理人として行動できない**。（双方代理の禁止）

社労士の役割と課題

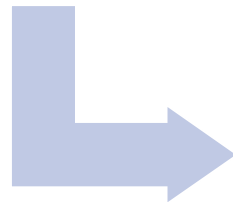
事故の重大性

- 刑事責任が問われる場面が多い



労災保険給付
の枠を超える

- 損害賠償請求の発生



弁護士が相手方
の代理人となる

- 提出代行者の限界

最後に

- 建設業においては、労災における死亡災害の割合が高く、事故防止のために様々な活動が続けられており、作業中の安全に対する意識は高い業種です。近年の農業経営においては、法人化や大規模化が進められており、家族や親せきという身内中心の経営から、労働者を雇用する経営に変わってきています。農業経営者は労働基準法における使用者であり、労働者に対して「安全配慮義務」が課されていることをはっきりと認識する必要があると思います。もし認識が足りない状況で重大な労災事故が発生すれば、経営の存続にも関わることを知ってもらいたいと思います。そのため建設業の安全に対する取り組みの心構えを知ってもらいたいと思います。